

減災
防災への取り組み



都留市 上大幡地区防災計画



上大幡自治会 上大幡自主防災会

(令和5年6月)

第1章 災害の概要

- 1 地震編 2頁
- 2 風水害編 5頁
- 3 富士山噴火編 11頁

第2章 災害に対する予防計画

- 1 組織の充実 15頁
- 2 防災訓練の実施 16頁
- 3 防災資機材整備充実 17頁
- 4 避難行動要支援者への配備計画 18頁
- 5 防災マップの整備 19頁

第3章 災害時の体制

- 1 防災委員の配備計画 . . . 29頁
- 2 災害時の連絡体制 . . . 30頁
- 3 避難計画 . . . 30頁
- 4 市指定避難所（宝小学校）開設時の行動計画 . . . 31頁

第4章 資料編

- 1 上大幡自主防災会規約 . . . 33頁
- 2 防災資機材備蓄一覧 . . . 38頁
- 3 消火栓及び付属品一覧 . . . 40頁
- 4 防災関係機関の連絡先一覧 . . . 43頁

1 地震編 (プレート境界型地震・内陸地震)

～地震大国と言われる日本～

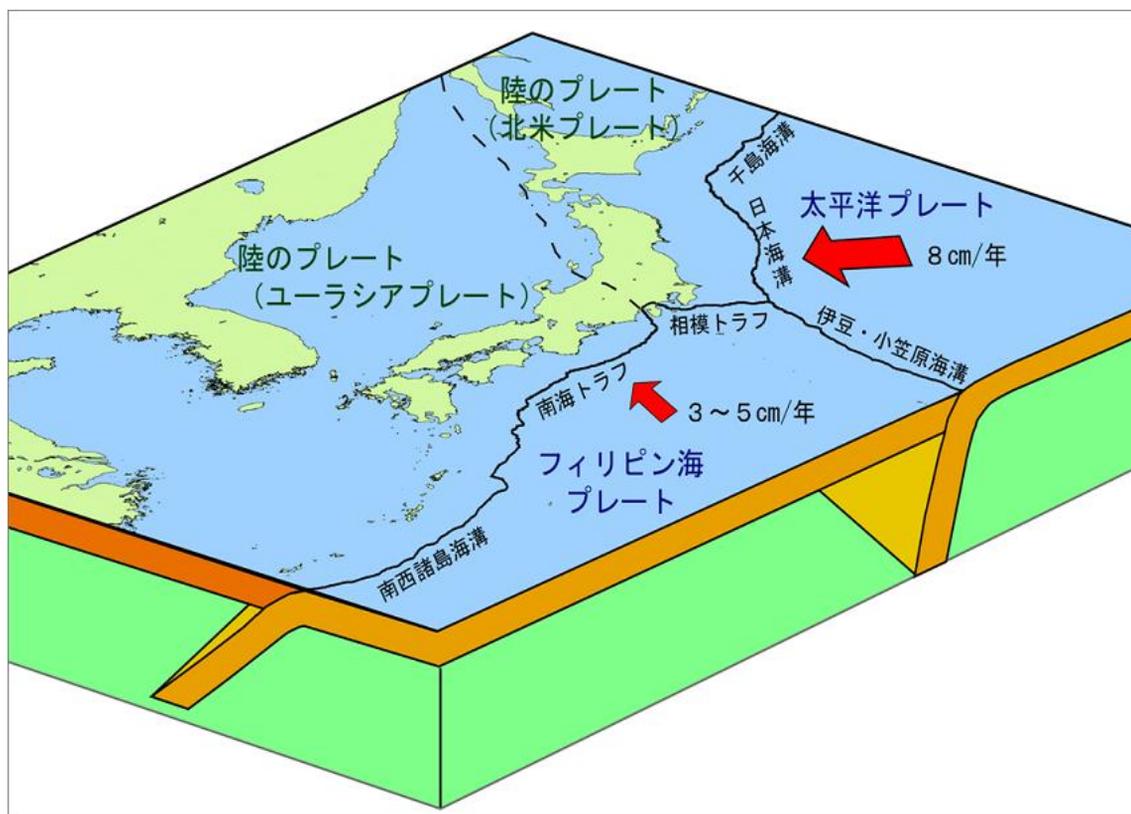
地震のメカニズムについて学びましょう。

地震は地下で起きるプレート（岩盤）の「ずれ」により発生する現象です。

では、なぜこのような現象が起きるのでしょうか。硬いものに何らかの力がかかり、それに耐えられなくなったときに地震が起きる（プレートがずれる）のです。

日本周辺では、海のプレートである太平洋プレート、フィリピン海プレートが、陸のプレート（北米プレートやユーラシアプレート）の方へ1年あたり数cmの速度で動いており、陸のプレートの下に沈み込んでいます。このため、日本周辺では、複数のプレートによって複数の力がかかっており、世界でも有数の地震多発地帯となっています。

プレート境界型地震は、数十年から数百年の間隔で発生しており、1923年の関東大震災や1968年の十勝沖地震などのようにマグニチュード8クラスの大地震となることがあります。



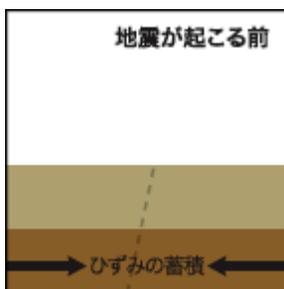
内陸地震は、プレートのぶつかり合いで生まれた力（歪）がプレート境界から離れた陸のプレートの内部、つまり日本列島本体にも働き、歪が蓄積して、限界に達した時、岩盤を破壊して地震が発生します。これが内陸地震で、このように岩盤が破壊してずれることを断層運動と言います。

内陸地震を起こす断層は地下**15km～20km**よりも浅いところに生じ、地表では地形や地盤のずれとして出現しています。

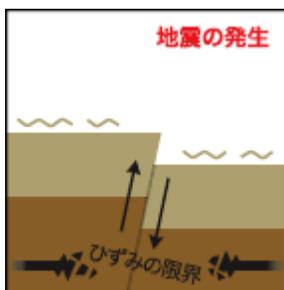
内陸地震は、一般的にプレート境界型地震に比べ規模が小さいのですが、地下の浅いところで発生するために大きな災害をもたらします。**1995年1月**に発生した「阪神・淡路大震災」を引き起こした兵庫県南部地震もこのような浅いところで生じた活断層によるものです。

このタイプの地震が発生した場合に上大幡地区は最も大きな被害が出るのが予想されています。現に我々の地区の近くを断層が走っていて、笛吹市御坂町から大月市初狩町付近を横断し、神奈川県に抜ける「藤の木愛川層」の存在が確認されています。

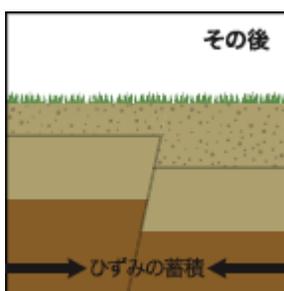
- ・プレートの動きによる圧力がかかり、岩盤の弱い所にひずみが蓄積



- ・ひずみが限界に達すると弱い所がずれて、地震が発生



- ・長い年月をかけて別の地層が堆積し、断層のずれが分からなくなる



- 地震のメカニズムや上大幡地区が置かれている地質、地形的な状況等から次の3種類の地震が想定されています。

- 1 東海地震
- 2 南関東直下プレート境界地震
- 3 山梨県内および県境に存在する活断層による地震

想定地震	地震の説明	マグニチュード
東海地震	1854年安政東海地震以来160年以上経過し、現在地震発生の切迫性が唱えられている地震	8.0
南関東直下プレート境界地震	南関東地域で相模トラフ沿いの規模の大きな地震に立ってプレート境界で発生が予想される地震	7.0
釜無川断層地震	山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震	7.4
藤の木愛川断層地震	山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震	7.0
曾根丘陵断層地震	甲府の近くに位置し、地震発生により甲府に被害を及ぼすと考えられる地震	6.1
糸魚川-静岡構造線地震	日本を代表する活断層でありこの断層が動くことにより県西部を中心にかなり大きな被害を及ぼすことが予想される地震	7.0

- 4 地震による宝地域（上大幡地区）の被害想定は発表されていないためここには都留市全体の被害想定を掲載します。

想定地震	罹災者数（人）	断水世帯数	住居制約者数（人）
東海地震	509	7,805	4,633
南関東直下プレート境界地震	810	4,000	1,194
釜無川断層地震	200	3,000	316
藤の木愛川断層地震	5,200	9,000	10,232
曾根丘陵断層地震	0	2,000	0
糸魚川-静岡構造線地震	0	2,000	0

2 風水害編

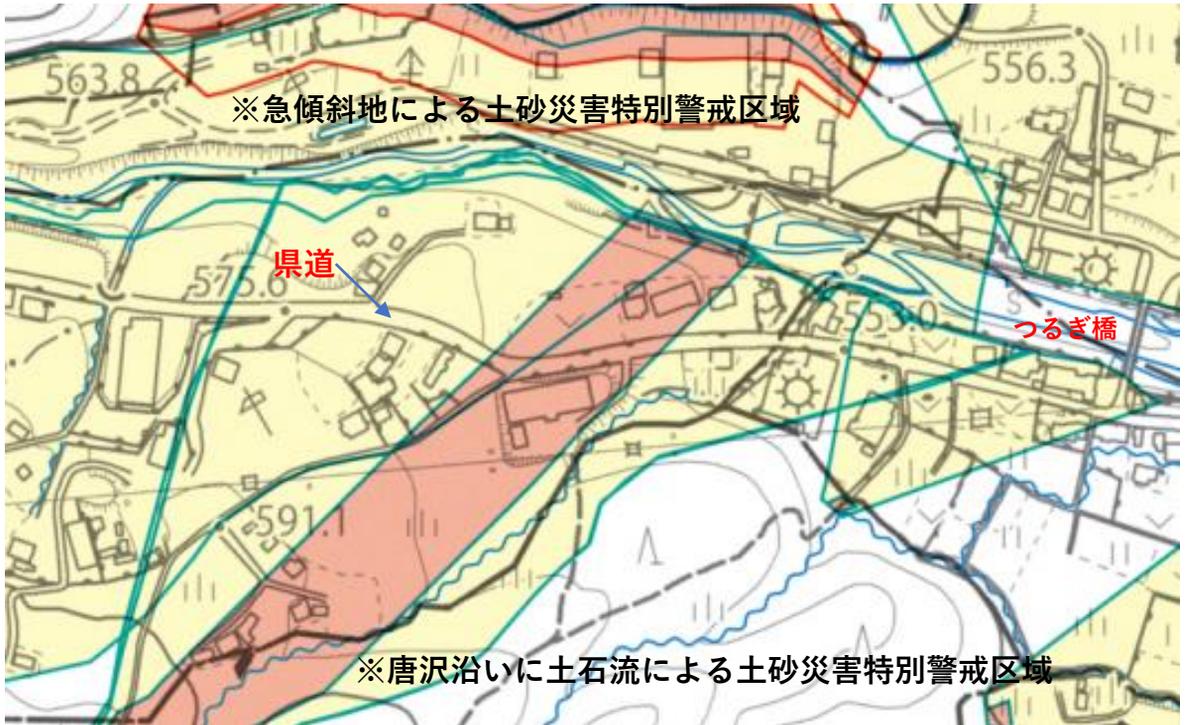
明治40年8月山梨県下は未曾有の大水害に見舞われました。上大幡地区でも大幡川が氾濫し多くの家が流出するなど地域の様相を一変するような被害を受けました。あの災害から100年以上が経った今でもその痕跡はあちこちで見受けられます。

上大幡の中心を西から東に流れる大幡川と周囲の山々は、台風や大雨のたびに大小様々な災害を地域にもたらしてきました。長年の治山治水事業により自然災害の脅威は緩和されるも、近年の異常気象により想定を超えた大雨が各地に大きな被害を与えている状況を考えると憂慮されます。

○宝地区の主な災害（市内全域被害を含む）

災害区分	災害発生日	災害地域	災害状況
水害	明治40.8.23～24	大幡川沿岸地域	大幡方面：人畜家屋の被害甚大
水害	昭和34.8.12～14	市内全域	堤防決壊・道路・橋梁の流出等63カ所被害甚大
台風	昭和34.9.27	市内全域	全壊59戸、半壊132戸
台風	昭和36.9.15～17	市内全域	負傷者6名、全壊15戸、半壊28戸 水稻の被害大
水害	昭和41.9.23～25	市内全域	特に宝地区の被害甚大
台風及び大雨	昭和57.8.1～3	市内全域	市内全域で被害大 被害額約15億円
台風	昭和58.8.16～17	市内全域	市内各所で被害あり 被害額約4億円
台風	昭和60.6.30～7.1	市内全域	市内各所で被害あり 被害額約1億円
台風	平成3.8.20～21	市内全域	市内各所で被害あり 被害額約1億円
雪害	平成10.1.15～16	市内全域	市内各所で被害あり 家屋、公共施設等被害額約7千万円
台風	平成23.9.1～6	市内全域	市内各所（避難勧告発令：88世帯204名、土石流、がけ崩れ、河川氾濫等、公共施設等被害甚大、負傷者1名）
雪害	平成26.2.14～15	市内全域	市内各所（最大積雪108cm、軽傷10名、全壊7戸、半壊10戸、一部破損62戸、農林水産業施設等被害額約8千万円）
台風	令和元年10.12	市内全域	市内各所（避難勧告発令：市内全域）土石流、土砂崩れ、河川護岸崩落、公共土木施設等被害甚大

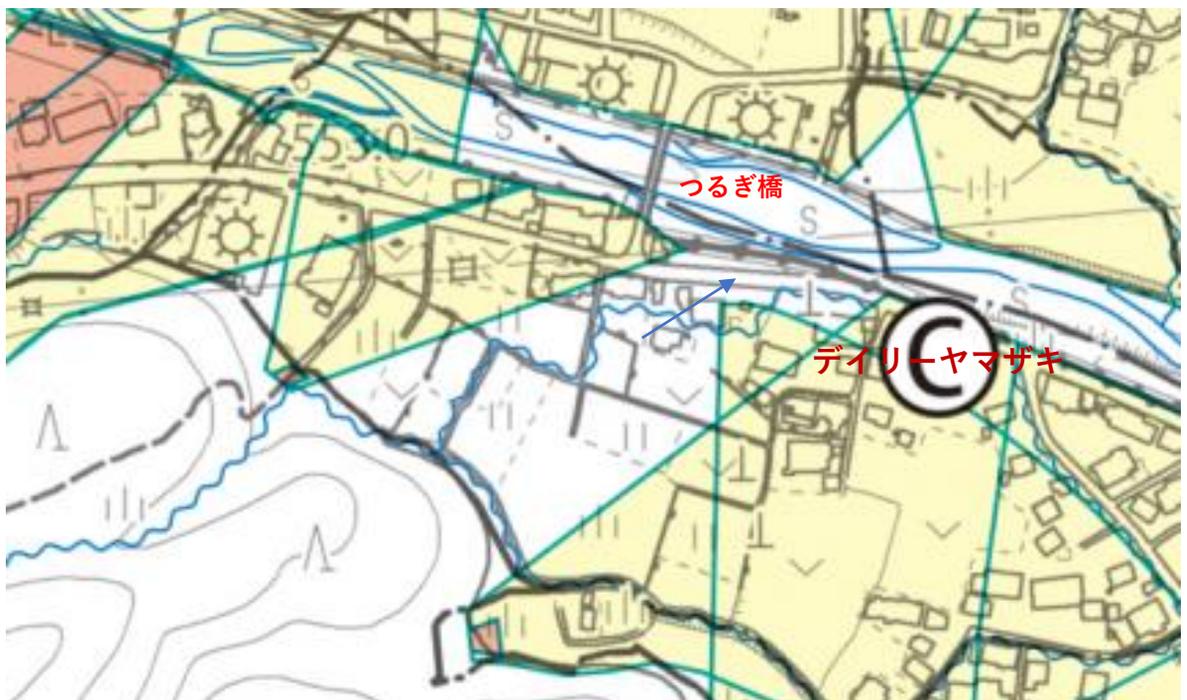
・つるぎ 1 組（ほぼ全域が土砂災害警戒区域）



土砂災害警戒区域等	
土砂災害警戒区域	土石流
	急傾斜地
	地すべり

土砂災害特別警戒区域	土石流
	急傾斜地
	地すべり

・つるぎ 2 組（ほぼ全域が土砂災害警戒区域）

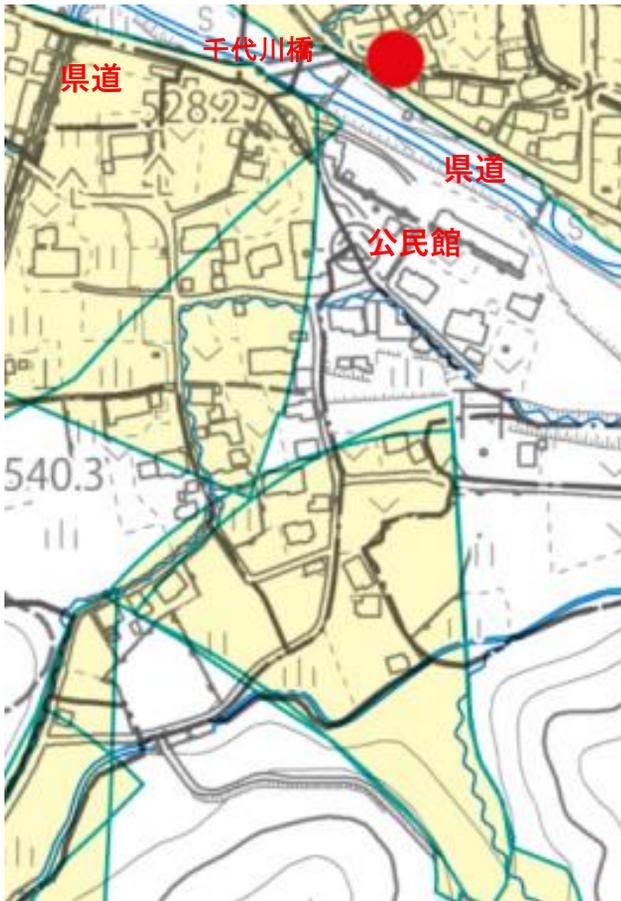


・つるぎ3組（ほぼ全域が土砂災害警戒区域）



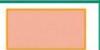
土砂災害警戒区域等		
土砂災害 警戒区域		土石流
		急傾斜地
		地すべり

土砂災害 特別警戒区域		土石流
		急傾斜地
		地すべり

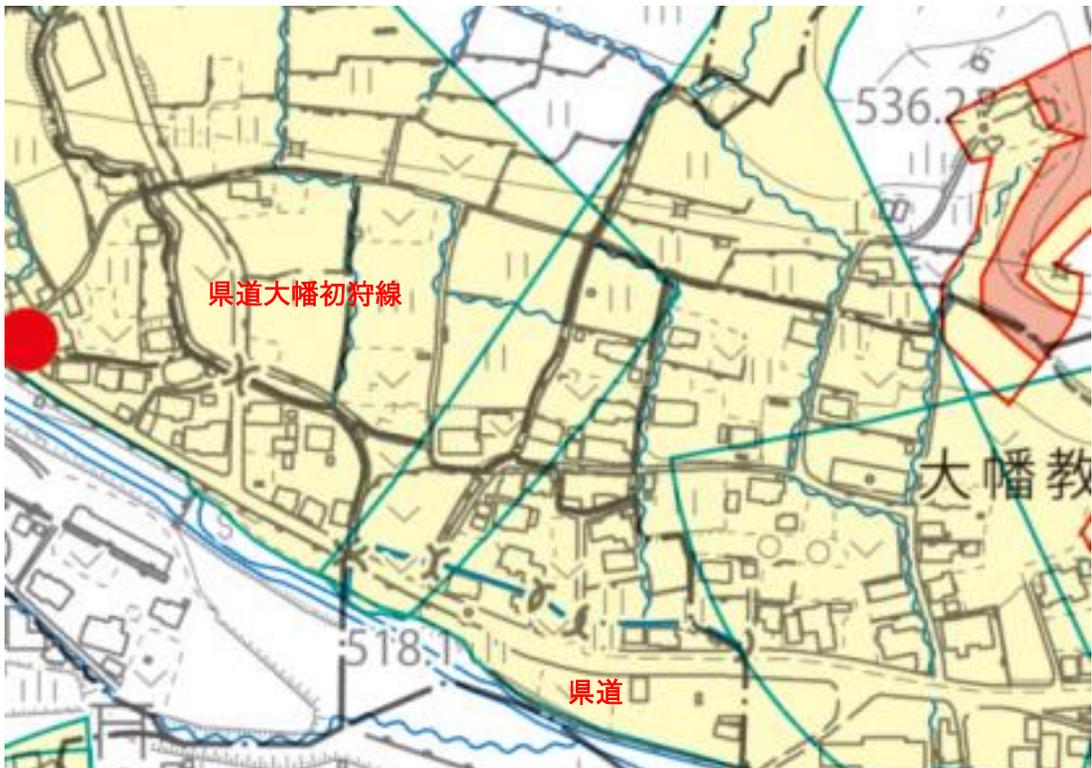


・古宮地

(ほぼ全域が土砂災害警戒区域)

土砂災害警戒区域等		
土砂災害 警戒区域		土石流
		急傾斜地
		地すべり
土砂災害 特別警戒区域		土石流
		急傾斜地
		地すべり

・宮地組



(ほぼ全域が土砂災害警戒区域)

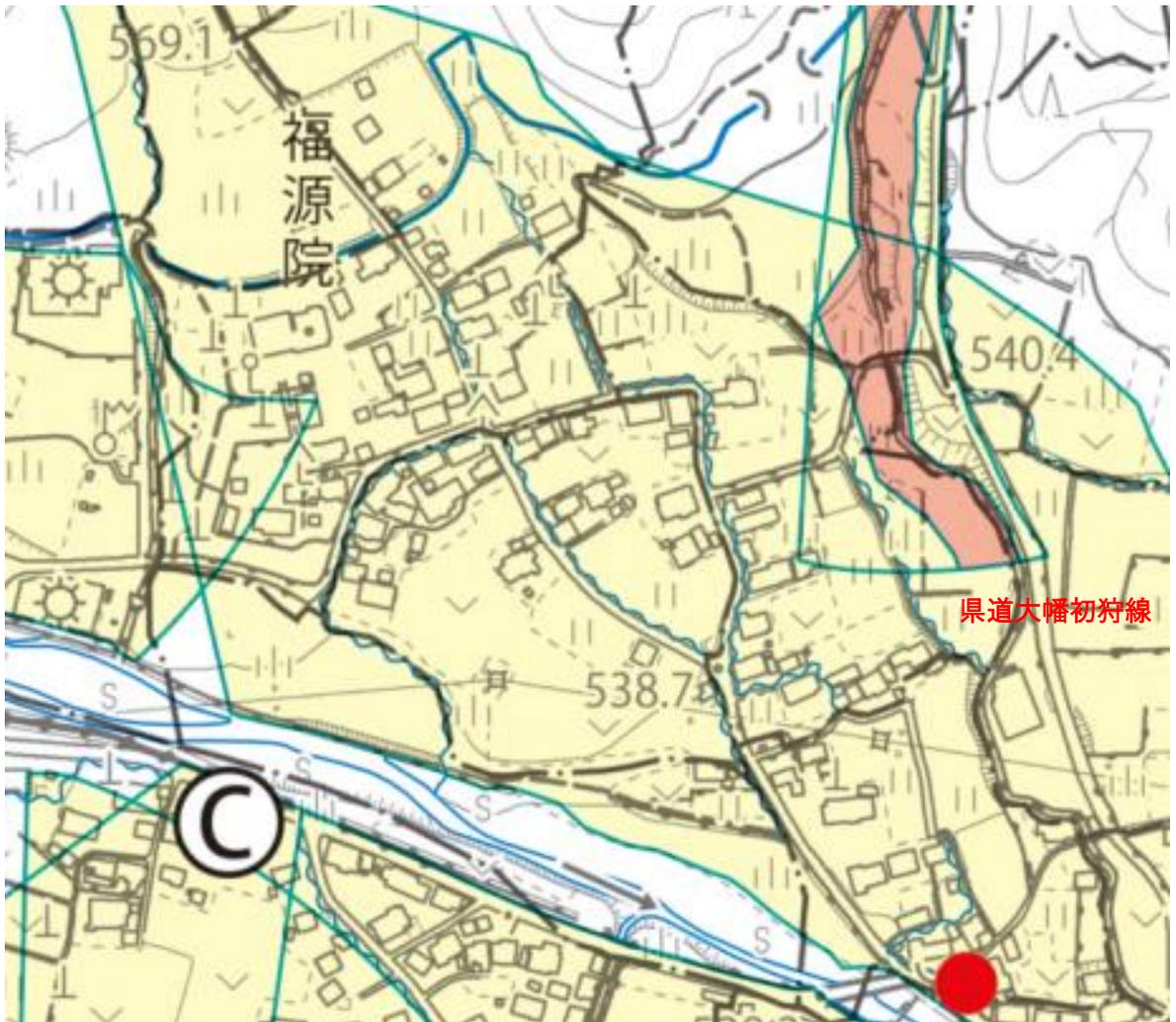
・丹保組（ほぼ全域が土砂災害警戒区域）



土砂災害警戒区域等	
土砂災害警戒区域	土石流
	急傾斜地
	地すべり

土砂災害特別警戒区域	土石流
	急傾斜地
	地すべり

・大野組（ほぼ全域が土砂災害警戒区域）



土砂災害警戒区域等	
土砂災害警戒区域	土石流
	急傾斜地
	地すべり

土砂災害特別警戒区域	土石流
	急傾斜地
	地すべり

※上記の地図は都留市が作成した宝地区の土砂災害ハザードマップから上大幡地区を数枚の地図に切り出したものです。

3 富士山噴火編

気象庁の定義による活火山は、概ね過去1万年以内に噴火した証拠がある、または、活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、111の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。

富士山も、1707年に噴火記録（宝永噴火）があるので活火山である。富士山は、約70万年前から20万年前までに活動した「小御岳火山」、約10万年前から1万年前まで活動した「古富士火山」と、それ以降、現在まで活動し続けている「新富士火山」に区分されている。

◆小御岳火山の歴史

約70～20万年前に現在の富士山よりやや北側で噴火が起きて小御岳火山が誕生した。

◆古富士火山の時代

約10万年前、小御岳火山の中腹で古富士火山が噴火を開始。爆発的な噴火を繰り返した。少なくとも4回の山体崩壊を発生させた。

◆新富士火山の時代

約1万年前、古富士火山を覆うように新富士火山（現在の富士山）が噴火を開始、新富士火山は、玄武岩質の溶岩を多量に流し、約1万年前～8千年前頃には、三島市や大月市付近まで到達する規模の大きな溶岩が流出した。



◎富士山の主な災害の歴史

年	災害等
800年（延19.4）	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出（「日本紀略」）
864年（貞観6.5）	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める。（貞観大噴火）（「三代実録」）
1083年（永保3.2.28）	富士山大噴火（「扶桑略紀」）
1435年（永享7.1.30）	富士山に火炎が確認（「王代記」）
1559年（永禄2.2）	この月の申の日、富士の雪代が出水し、田畑、集落を押し流す。（「妙法寺記」）

年	災害等
1707年（宝永4.11.23）	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する（宝永大噴火）
1951年（昭和26.3.6）	富士山麓に大雪代発生、忍野村50年来の大被害
1954年（昭和29.11.27～28）	低気圧の通過により富士山で大雪崩 死者15人
1980年（昭和55.8.4）	富士山で大落石事故 死者12人



◎都留市において想定される火山災害と影響

火山現象	内 容
融雪型火山泥流 （積雪期のみ）	山腹に積もった雪が火砕流等の熱で溶け、一気に溶けた水が斜面の砂を取り込んで高速で流下する現象であり、積雪期に限り発生する。流下速度が時速60km超になることもあることから、噴火前及び噴火開始直後の避難とする。融雪型火山泥流からの避難先は、原則、避難対象エリアの高所や堅牢な建物とする。
噴 石	風の影響を受ける小さな岩塊、火山レキ及び低密度の軽石が降下する現象で、風の影響を受け、火口から10km以上遠方まで流されて降下する場合もある。 小さな噴石は、身体への影響が想定されることから、影響想定範囲内において小さな噴石が降ってきた時点で、速やかに屋内に避難する。
降 灰	細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くに従って徐々に薄くなる。多量の降灰があると屋根に積もった降灰の重みにより、木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰を行うか堅牢な建物に避難する必要がある。
降灰後土石流	斜面や溪流の土砂が水と一体となって流下する現象である。降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起こる降灰後の土石流は、通常より弱い雨で発生し、降灰を含んだ土砂は通常の土石流よりも広い範囲に流出する恐れがある。
溶岩流	1000℃前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め、近くの木々を燃やす。流れの速さは、温度等の条件によって様々であるが、通常は人が歩く程度若しくはそれより遅い速さで、比較的遅く段階的な避難が可能となる。

上大幡地区は周囲を山で囲まれていることから富士山噴火による影響は噴石や降灰などに限られることが予想される。

噴石については1cm～5cm程度の小さな噴石の落下が予想されその影響が懸念される。

降灰については、広い範囲でその影響を受けることが想定されていて、上大幡地区では10cm～最大50cmを超える降灰が予想される。特に人体への影響が心配される。また、農地への影響も大きく長期間にわたり作付けが出来ないことが予想される。更に降灰後の降雨による建物への影響も懸念されていて迅速な灰の撤去が課題となる。

・小さな噴石の影響想定範囲



富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）より

噴石（小さな噴石）

風の影響をうける小さな岩塊、火山レキ及び低密度の軽石が降下する現象で、風の影響を受け、火口から10km以上遠方まで流されて降下する場合があります。

小さな噴石は、身体への影響が想定されることから、影響想定範囲内において小さな噴石が降ってきた時点で速やかに屋内避難とします。

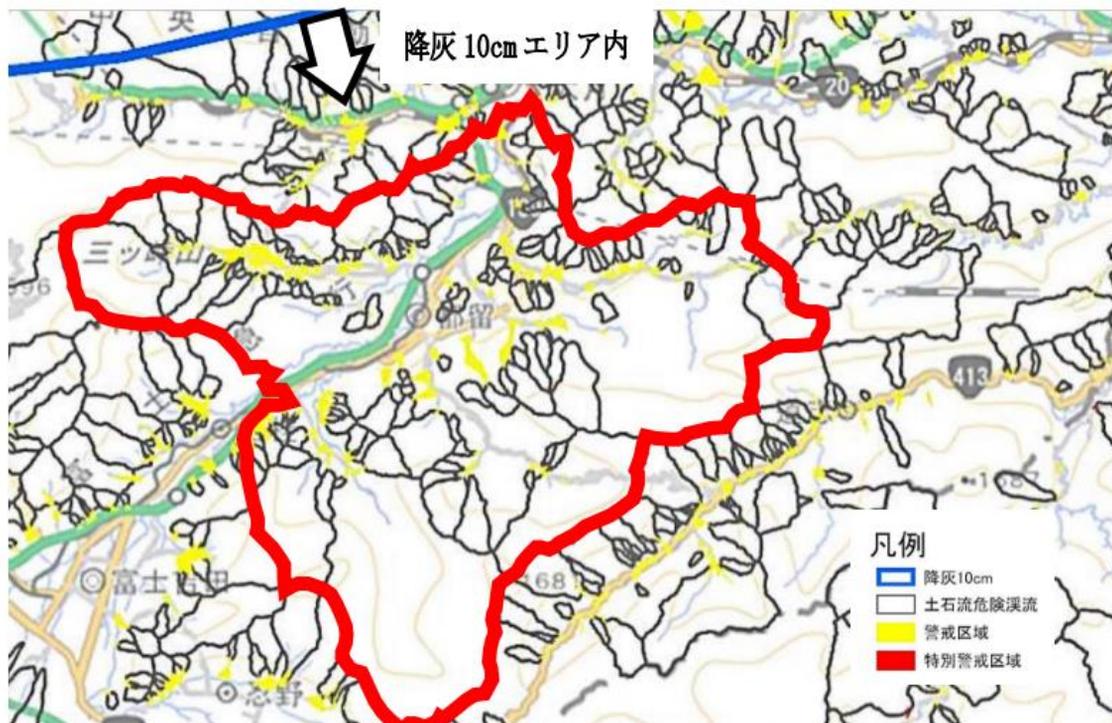
過去の活火山噴火時における小さな噴石により、自動車のフロントガラスが割れるなどの被害が報告されています。

降灰の影響想定範囲



富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）より

降灰後土石流の影響想定範囲



富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）より

1 組織の充実

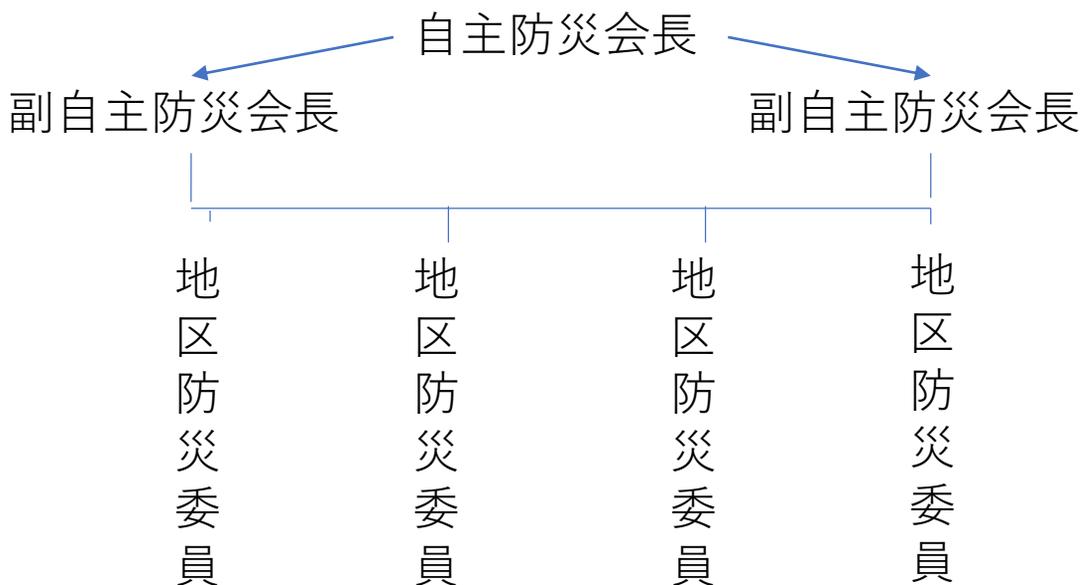
上大幡自主防災会は、従来の自治会長が防災会長を兼ねて組長が防災委員を兼ねる体制から自主防災会活動に専念できる体制に移行することを令和2年度の自治会総会で決定しました。

これを契機に、防災委員の年齢構成等を考慮し持続可能な組織として機能するよう、改めて防災委員としての役割を確認し組織の活性化を進めることとした。

◆防災委員の主な役割

- ・ 防災訓練の企画及び運営
- ・ 防災に関する知識の普及・啓発
- ・ 災害発生時の避難誘導、救出救護等（災害時要援護者への対応）
- ・ 防災資機材の調達・備蓄

組織図



2 防災訓練の実施

1) 土砂災害防災訓練

土砂災害の防止と被害の軽減を目的に、国（国土交通省）が定めた「土砂災害防止月間」である6月に併せて訓練を行う。

なお、この時期に市が地震防災訓練等を実施し、市内自主防災会等と連携して実施することが想定される場合は、市が定める要綱等に基づいた訓練を行うものとする。

- ・実施日 6月上旬（第一日曜日を基本とする）
- ・訓練内容 避難訓練、救急救命訓練、炊き出し訓練、避難所運営訓練

2) 総合防災訓練（大地震を想定）

市が実施する総合防災訓練と連携した訓練を行う。

- ・実施日 9月1日又は防災月間（9月1日～30日）
- ・訓練内容 避難訓練、消火訓練（消火器、可搬ポンプ、消火栓の取り扱い）、救急救命訓練、情報伝達訓練、炊き出し訓練など
- ・その他 宝地域全体で避難所運営訓練（役割は下記）を実施する場合には、総合防災訓練の日に併せて行うものとする。



市指定避難所（宝小学校）における各自主防災会の役割

班名	業務	担当自主防災会
1 総務班	①市災害対策本部の調整 ②避難所レイアウトの設定・変更 ③防災資機材や備蓄品の確保 ④避難所運営会議の庶務	上大幡自主防災会
2 被害者管理班	①避難者名簿の整理・管理 ②安否確認等の問合せへの対応 ③取材への対応（マスコミ、調査・研究者） ④郵便物・宅配便等の取次	中津森自主防災会
3 施設管理班	①避難所の安全確認と危険個所への対応 ②避難所及び地域の防火・防犯	下大幡自主防災会

次頁に続く

班 名	業 務	担当自主防災会
4 食料・物資班	①食料・物資の調達 ②炊き出し ③食料・物資の受け入れ ④食料の管理・配布 ⑤物資の管理・配布	金井自主防災会 厚原自主防災会
5 衛生班	①ゴミに関すること ②風呂に関すること ③トイレに関すること ④清掃に関すること ⑤衛生管理に関すること ⑥ペットに関すること ⑦生活用水に関すること	サントタウン宝自主防災会
6 情報班	①被害状況等の情報収集と情報の整理 ②災害対策本部等への情報発信 ③避難者、地域への情報伝達	平栗自主防災会
7 救護班	①近隣の救護所や医療機関の開設状況を把握し、緊急の場合に備える。 ②避難所内や近くの施設に医務室を設け、医薬品の種類、数量について把握する。 ③保健師による健康、栄養相談の実施、また心のケア対策、リフレッシュ対策などを災害対策本部に要請する。また、避難者の中に医師、看護師などの有資格者がいる場合には協力を要請する。 ④心身に衰えのある高齢者など避難所での生活が困難な人については、施設や病院への収容を要請する。	加畑自主防災会
8 ボランティア班	①ボランティアの受け入れ ②ボランティアの管理	高畑自主防災会
9 要配慮者班	①避難所における要配慮者窓口の設置 ②避難所から迅速・具体的な支援要請 ③避難所における要配慮者支援への理解促進	サントタウン平栗自主防災会

3 防災資機材の整備充実

・ 備蓄品の整備計画

防災資機材は、防災倉庫（上大幡公民館敷地内）に備え付け、自主防災会会長が管理する。また、備蓄品の整備については、その都度必要に応じて備える。その予算は上大幡自治会と協議し自治会予算に計上し承認を得て支出する。

なお、備蓄品を整備する際に、都留市の補助金の対象となる資機材については、積極的に補助申請をする。

・ 防災資機材一覧 ・ ・ 別紙

4 避難行動要支援者への配慮計画

防災委員は、災害時の避難行動が困難な方を対象に、市から自主防災会に提供される「避難行動要支援者名簿」をもとに避難等の支援にあたる。その際の支援体制は以下のとおりとする。

- ・つるぎの防災委員 ー つるぎ1組、2組、3組と古宮地の要支援者
- ・宮地の防災委員 ー 宮地の要支援者
- ・丹保の防災委員 ー 丹保の要支援者
- ・大野の防災委員 ー 大野の要支援者

防災委員は、災害時に避難が必要な住民を避難所まで連れていく。

(ただし、家族等に避難できる体制がある場合は避難先を知らせ他者の避難誘導にあたる。)

- ・避難所の指定

避難先は、避難者の状況に応じて決めることとする。

避難所の名称	所在地	電話番号
宝小学校	都留市大幡1143	43-2664
宝コミュニティセンター	都留市中津森718	45-6688
上大幡公民館	都留市大幡	

なお、障がい者、寝たきりの高齢者など、一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な方等は、専用避難所（福祉避難所）に避難する。

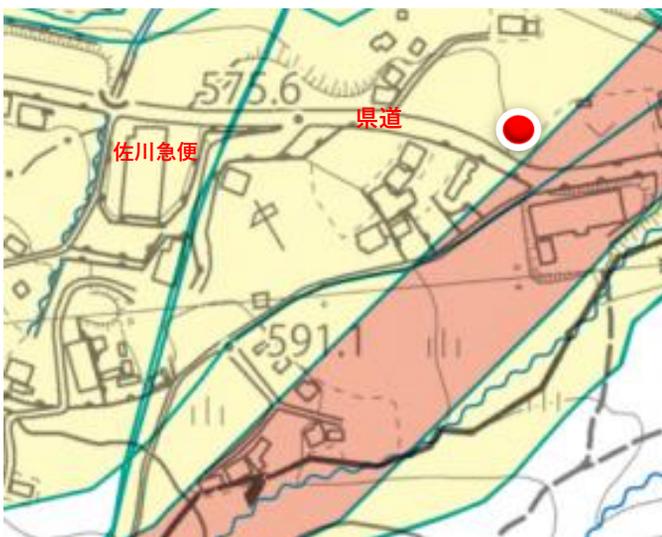
福祉避難所

避難所の名称	所在地	電話番号
いきいきプラザ都留	都留市下谷2516番地1	0554-46-5111 090-3231-8186 (衛星携帯電話)
まちづくり交流センター	都留市中央三丁目8番1号	0554-43-1321

5 防災マップの整備

・上大幡地区の防災マップ（パウチ・リング付きにて作成）は、各世帯に1部備え付け、防災訓練等の機会に活用する。なお、必要に応じ常に見直しを行う。

つるぎ地区 1



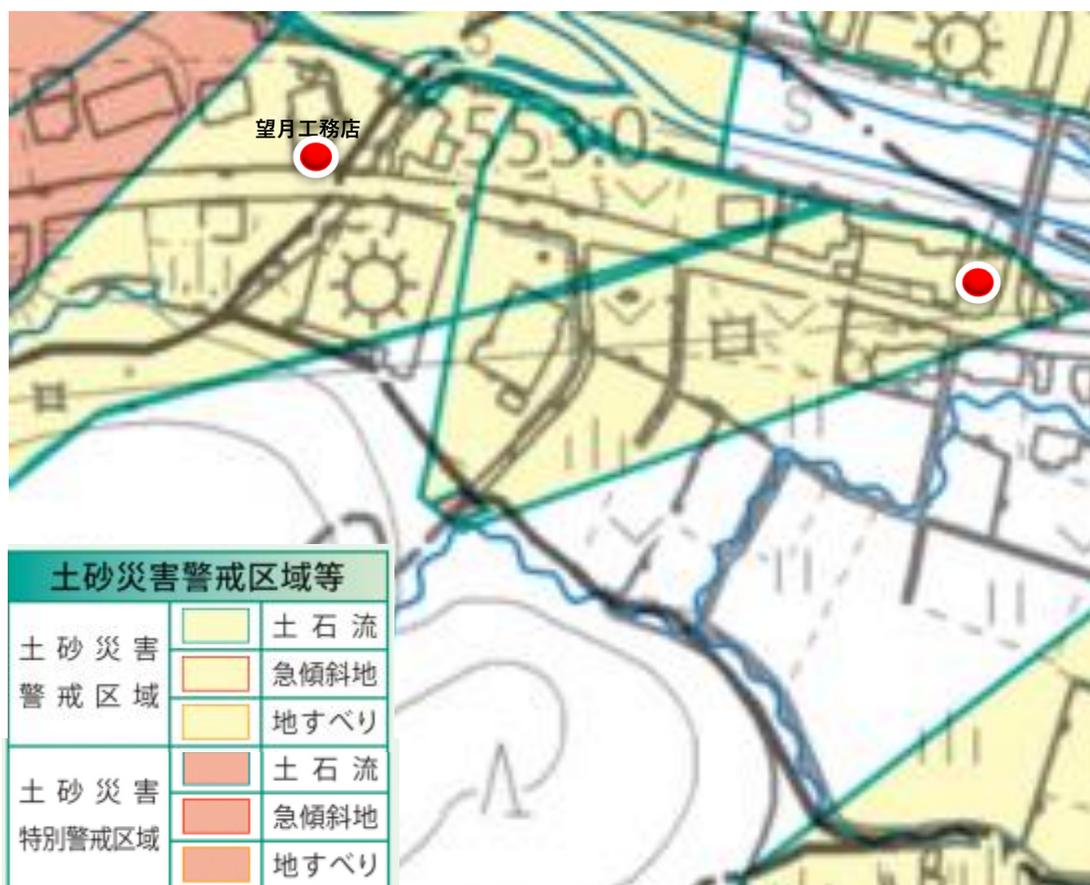
全体が土砂災害警戒区域にあり、南から北に向けて帯状に特別警戒区域が存在する。エリアとなっている。

土砂災害警戒区域等	
土砂災害警戒区域	土石流
	急傾斜地
	地すべり
土砂災害特別警戒区域	土石流
	急傾斜地
	地すべり

つるぎ地区 2



土砂災害警戒区域、特別警戒区域、無指定の区域が混在している。



つるぎ地区3



土砂災害警戒区域



つるぎ地区4

土石流警戒区域



つるぎ地区5

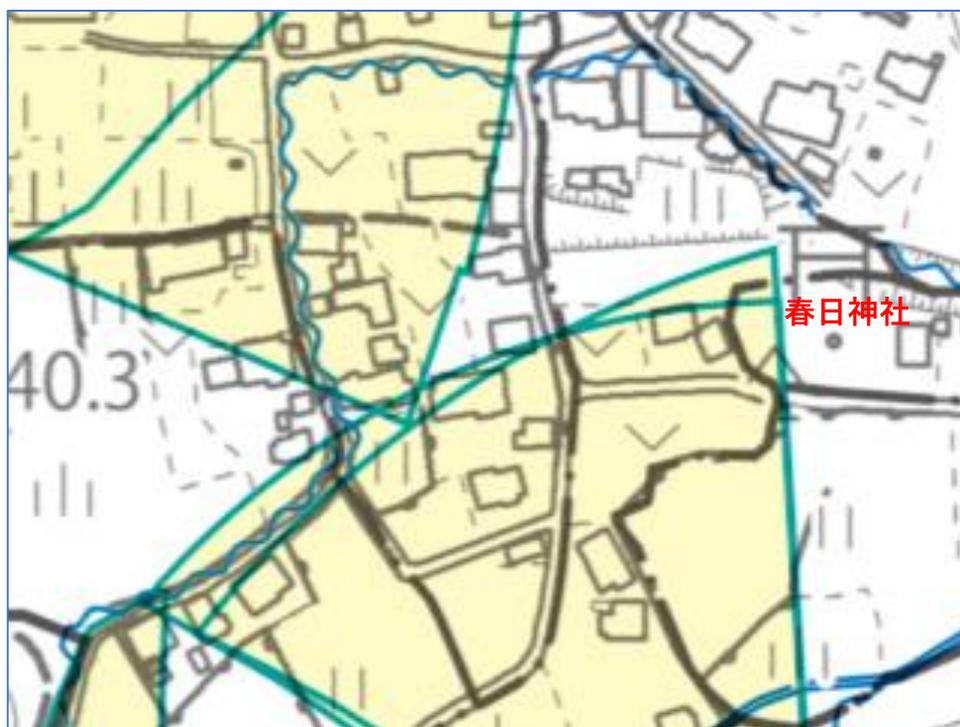
土石流警戒区域



古宮地地区 1

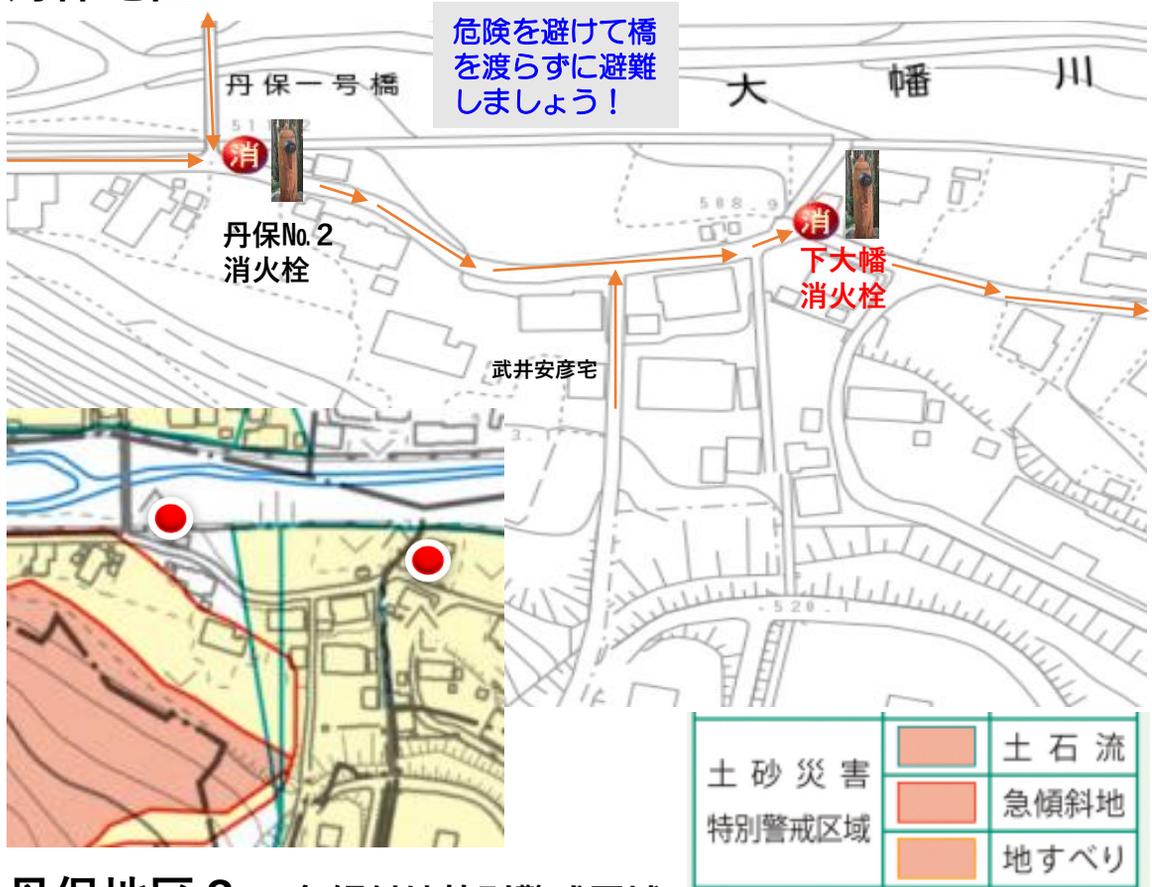


古宮地区区 2



土砂災害警戒区域等		
土砂災害 警戒区域		土石流
		急傾斜地
		地すべり

丹保地区 1



丹保地区 2 急傾斜地特別警戒区域



宮地地区 1



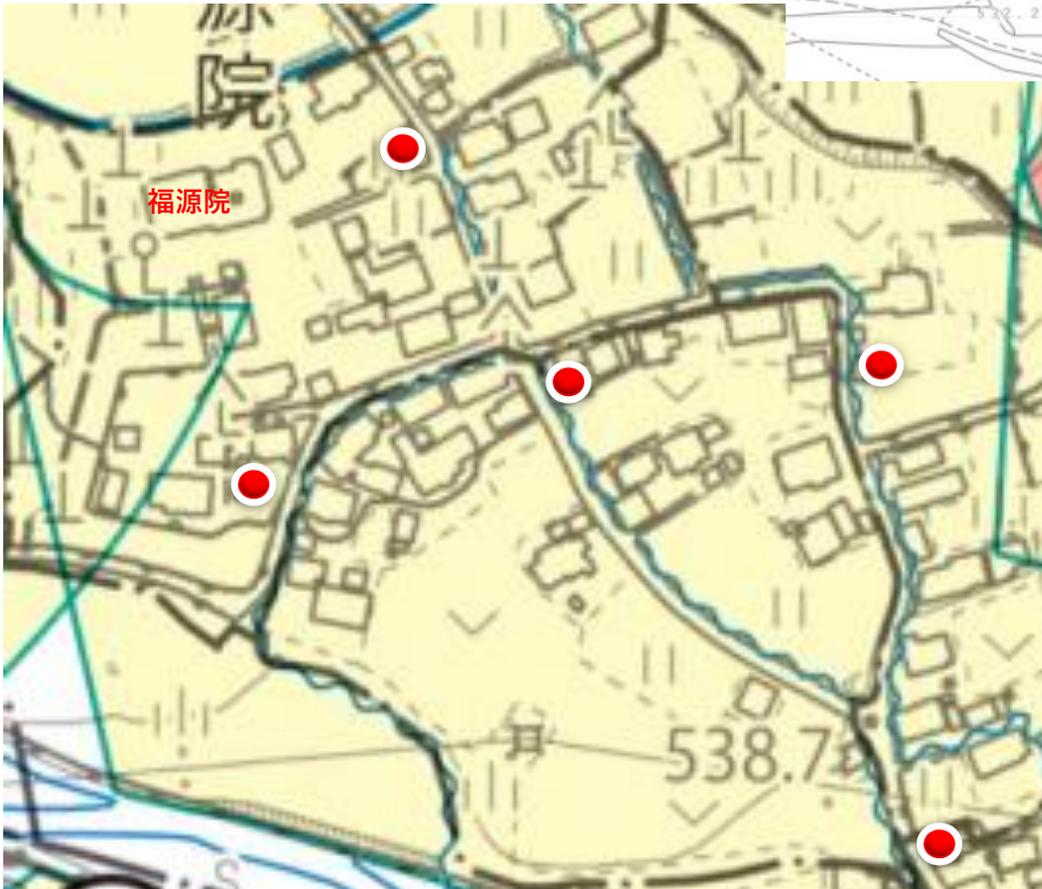
宮地地区 2



大野地区



土砂災害警戒区域（土石流）



水門の管理



1 防災委員の配置計画

- ・防災委員の配置体制は次の基準による。

【風水害等の一般災害の場合】

	配置基準	配備内容	配備の人員等
注意配備	次の注意法の一以上が発表されたとき ア 大雨注意報 イ 洪水注意報 ウ 大雪注意報	各防災委員は情報収集により、警戒配備への準備により、警戒配備への準備態勢を整える。	自主防災会長及び副自主防災会長は自宅待機とする。
第一配備	次の警報の一以上が発表されたとき ア 大雨警報 イ 洪水警報 ウ 暴風警報 エ 大雪警報	市指定自主避難所、市指定避難所及び福祉避難所が開設された場合（防災無線等で確認）は、各防災委員は出動できる体制を整えて自宅待機	・全防災委員自宅待機（自主防災会長からの出動指示を待つ） ・自主防災会長の指示により、避難行動要支援者宅を訪問（各地ごと）
第二配備	1 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 次の特別警報の一以上が発令されたとき ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報	・避難行動要支援者は全員避難（確認） ・危険区域及びその隣接区域に居住している世帯の避難を促す。	全防災委員は、地区毎に左記の事項を行う。
第三配備	1 大規模災害が発生した時、又は発生する恐れが高いとき。 2 市が災害対策本部を設置したとき	・避難者の確認 ・市と連携し避難者名簿の作成	・全防災委員は、避難所に常駐し、避難者に寄り添う行動 ・市の避難指示により避難所運営を行う場合には「被災者管理班」としての業務にあたる

【地震災害の場合】

	配置基準	配備内容	配備の人員等
注意配備	震度3の地震を観測したとき	各防災委員は情報収集により、警戒配備への準備により、警戒配備への準備態勢を整える。	自主防災会長及び副自主防災会長は自宅待機とする。
第一配備	震度4の地震を観測したとき。又は、都留市を除く富士東部で震度5弱以上をかんそくしたとき	市指定自主避難所、市指定避難所及び福祉避難所が開設された場合（防災無線等で確認）は、各防災委員は出動できる体制を整えて自宅待機	・全防災委員自宅待機（自主防災会長からの出動指示を待つ） ・自主防災会長の指示により、避難行動要支援者宅を訪問（各地ごと）

	配置基準	配備内容	配備の人員等
第二配備	震度5弱又は5強の地震を観測したとき	事態の推移に伴い、全防災委員は出動準備	全防災委員は、地区毎に一時避難所に集合（避難者名簿持参）
第三配備	1 震度6弱以上の地震をかんそくしたとき 2 東海地震警戒宣言（東海地震予知情報）の発令により、市が地震災害警戒本部を設置したとき	・避難者の確認 ・市と連携し避難者名簿の作成	・全防災委員は、地区毎に一時避難所に集合（避難者名簿持参） ・全防災委員は、避難所に常駐し、避難者に寄り添う行動 ・市の指示により避難所運営を行う場合には「被災者管理班」としての業務にあたる

2 災害時の連絡体制

- ・自主防災会長又は副自主防災会長及び会計担当者は、携帯電話のline、メール等により「出動」等の連絡を防災委員におこなうこと。

なお、携帯電話等での連絡が不可能な場合には、上記の配備計画により行動すること。



3 避難計画

- ・地震及び風水害発生時の避難計画

災害の発生により自宅が倒壊、又は半壊等により居住できる状態でなくなった時、又はその恐れがある場合は、一時的に次の避難場所に避難する。

ただし、風水害（台風や大雨による災害）では、一時避難所には避難せず、開設している避難所を確認後、直接避難所に避難する。

この際、避難行動要支援者がいる場合には、防災委員は当該者のお宅を訪問し安否確認をするとともに、避難するか否かを確認し、避難する場合は一時避難所または避難所まで連れていく。（高齢者等避難及び避難指示が発令された場合には必ず避難させる）

なお、避難する際は必要最低限の生活用品等を持ち避難する。

「つるぎ」地区 「古宮地」地区

「宮 地」地区 「丹 保」地区

「大 野」地区 各地区で一時避難所を選定する。

一時避難所への避難後の行動について検討する！

【避難所を決定する】

◆避難者は、市指定避難所である「宝小学校」、市指定自主避難所である「宝コミュニティセンター」または、地震の時のみ使用する自主防災会選定避難所「上大幡公民館」のいずれかに避難する。

避難所の決定には、安全確認等の作業が必要であるため、一時避難場所にいる防災委員に確認のうえ避難所を決定する。

なお、自宅が危険が状態ではなく通常に生活が送れる状況であれば自宅に戻ることも可能とする。

◆地震の時のみ使用する「上大幡公民館」については、その建物が安全であるかを、「公民館」近くの防災委員と連絡を取り合い避難所として利用できるか判断する。

また、避難者が自宅に戻る場合は、あくまで本人の判断により決定する。ただし、自宅が生活できる状態ではなく著しく危険を伴う場合には、本人の意思に関係なく避難所に避難させる。なお、台風等の風水害時は、「上大幡公民館」周辺は土砂災害警戒区域となっているが、その利用については防災委員を初めとする関係者との協議により判断する。

【避難者名簿の作成】

※資料編 36頁と37頁に様式掲載

◆防災委員は避難者名簿（様式1・様式2）を用意 ※避難者名簿の様式は常時自宅に保管し一時避難場所に持っていく（全防災委員）

◆避難者名簿は、避難世帯ごと、避難所ごと、記入する。

避難所等：宝小学校、宝地域コミュニティセンター、上大幡公民館

※一時避難場所で名簿を作成できない場合（降雨や降雪等）は、避難所に到着してから名簿を作成する（避難所となる宝小学校、宝地域コミュニティセンター及び上大幡公民館にも避難者名簿は備えてあります。）

【避難開始】 次のいずれかの避難所に避難

- ◆防災委員が誘導して宝小学校に避難（自主防災会が決めた避難順路）
（必要最低限の身の回り品、食料等を持って避難）
- ◆防災委員が誘導して宝地域コミュニティセンターに避難（自主防災会が決めた避難順路で必要最低限の身の回り品、食料等を持って避難）
- ◆防災委員が誘導して上大幡公民館に避難（自主防災会が決めた避難順路）
（必要最低限の身の回り品、食料等を持って避難）

【避難所に到着してからの行動】

1 避難者名簿の提出

- ・宝小学校に避難する場合は、被災者管理班（中津森自主防災会が担当）に名簿を提出する。
- ・宝地域コミュニティセンターに避難する場合は、市職員に名簿を提出する。
- ・上大幡公民館に避難する場合は、防災委員が名簿を管理する。

2 避難所に入室

- ・避難所の係員の指示に従い体育館に入る。



3 避難所生活

- ・宝小学校体育館では、自主防災会ごと集団を形成して生活する。
- ・上大幡公民館では、畳の部屋には災害弱者（障がい者、お年寄り、妊産婦、乳幼児の親子等）が入り、その他の方々床張りのホールで生活する。
- ・避難所から自宅等に戻る場合は、必ず自主防災会長が避難所運営役員に「〇〇に戻る」旨の連絡をしてから避難所をでること。

1 上大幡自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、上大幡自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、自主防災会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、自治会内の共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危機の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策にかんすること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、自治会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 防災委員 若干名

(5) 監査委員 1名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 会計は、本会の会計及び庶務を掌る。

4 防災委員は、本会の構成員となり、会務の運営にあたる。

5 監査委員は、本会の会計を監査する。ただし、自治会の監査委員に本会監査を委任することができる。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、会長が毎年1回招集し開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、自治会が行う会議(役員会)をもって替えることができる。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関する事。

(2) 防災計画の作成及び改正に関する事。

(3) 事業計画に関する事。

(4) 予算及び決算に関する事。

(5) その他総会が特に必要と認めた事。

5 総会はその付議事項の一部を次条に定める役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、会計及び防災委員によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回行う。ただし、必要ある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査委員は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

組長は、自組内の避難者に様式1「安否確認用カード」（世帯毎）に記入してもらいます。安否確認用カードを元に、様式2「避難者名簿」に記入します。

安否確認用カード				様式1：安否確認用カード
※同居家族全員の情報をご記入ください。				
避難所名		自宅の状況	全壊・半壊・一部損壊・被害無	
自宅住所			電話	
避難日時	年 月 日 時 分 ごろ	退 所	年 月 日	
退所後住所			退所後電話	
氏名（年齢）	性別	避難の状況等	健康等	備考
（ふりがな） 年 月 日生 外国籍（ ）	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している （どこですか？ ） <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 要援護 <input type="checkbox"/> 死亡	
（ふりがな） 年 月 日生 外国籍（ ）	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している （どこですか？ ） <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 要援護 <input type="checkbox"/> 死亡	
（ふりがな） 年 月 日生 外国籍（ ）	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している （どこですか？ ） <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 要援護 <input type="checkbox"/> 死亡	
（ふりがな） 年 月 日生 外国籍（ ）	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している （どこですか？ ） <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 要援護 <input type="checkbox"/> 死亡	
（ふりがな） 年 月 日生 外国籍（ ）	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している （どこですか？ ） <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 要援護 <input type="checkbox"/> 死亡	
留意点	①このカードは、親族、友人、知人などからの安否確認の問合せや避難者名簿の作成に使用します。 ②市町村役場の職員から問合せのあった人のカードを検索し、相手に回答します。 ③ただし、プライバシー保護の観点から、本人が閲覧を認めているカードに限りますので、このカードの閲覧を希望するか否かを下に記入してください。（どちらかに○をつけてください）			
	・ 閲覧してもよい ・ 閲覧してほしくない			

自主防災会ごとに取りまとめる。(用紙は防災倉庫に入っています。)

様式2：避難者名簿

避難者名簿

(月 日現在)

避難所名					開設日時	年 月 日 時	
自主防災会名					閉鎖日時	年 月 日 時	
No.	住所	氏名	年齢	性別	收容日時	退所日時	備考
			才	男・女	日 時 分	日 時 分	
			才	男・女	日 時 分	日 時 分	
			才	男・女	日 時 分	日 時 分	
			才	男・女	日 時 分	日 時 分	
			才	男・女	日 時 分	日 時 分	
			才	男・女	日 時 分	日 時 分	
			才	男・女	日 時 分	日 時 分	
			才	男・女	日 時 分	日 時 分	
			才	男・女	日 時 分	日 時 分	
			才	男・女	日 時 分	日 時 分	

※この名簿は、安否確認用カードを元に作成します。

防災資機材備品一覧

No.	資機材名	数量	保管場所	備考
1	ポータブルトイレ	5	防災倉庫 (旧)	
2	大型釜	1	〃	
3	発電機	1	〃	
4	ポンプ	1	〃	故障中
5	救急箱	1	〃	
6	ヘルメット	15	〃	
7	ロープ (30m)	1	〃	
8	脚立	1	〃	
9	延長コード	3	〃	
10	投光器 (灯光器)	1	〃	
11	ブルーシート	7	〃	内 (2枚: 10×10) R3.2購入
12	テント (大)	1	〃	
13	テント (小)	3	〃	
14	拡声器	2	〃	
15	消火器	2	〃	H19.9購入
16	バール (大)	1	〃	
17	チェーンソー	1	〃	
18	ポケットカップ	20	〃	
19	草刈り鎌	60	〃	
20	ラジオ	1	〃	
21	タンク (ガソリン用)	2	〃	
22	担架	1	〃	
23	大型バール (テコ棒)	2	〃	R3.2購入 2個

防災資機材備品一覧

No.	資機材名	数量	保管場所	備考
24	メテックスワンタッチテント	15	防災倉庫 (新)	令和5年度購入
25	段ボールテント	15	〃	〃
26	発電機 (H o n d a)	2	〃	〃
27	LED三脚バルーンライト	1	〃	〃
28	新ダイワチェーンソー	1	〃	〃
29	ポータブルパワーバッテリー	2	〃	〃
30	防災倉庫	1	〃	令和5年度購入
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				

消火栓及び付属品一覧

No.	位置名	現状写真		備 考
1	つるぎ			<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓 ・ボックス ホース 2本 管そう 1筒 消火栓開閉ハンドル 1本 No.1位置図 22頁
2 ・ 3	つるぎ			<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓 No.2位置図 21頁 No.3 // 20頁
4 ・ 5	つるぎ			<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓 No.4位置図 20頁 No.5位置図 19頁
6 ・ 8	つるぎ			<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓 No.6位置図 22頁 No.8位置図 22頁
7	つるぎ			<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓 ・ボックス ホース 3本 管そう 1筒 消火栓開閉ハンドル 1本 No.7位置図 22頁
1	古宮地			<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓 ・ボックス ホース 3本 管そう 1筒 消火栓開閉ハンドル 1本 No.1位置図 23頁

消火栓及び付属品一覧

No.	位置名	現状写真		備 考
2・3	古宮地			<ul style="list-style-type: none"> 消火栓 No.2位置図 23頁 No.3位置図 23頁
4	古宮地			<ul style="list-style-type: none"> 消火栓 No. 4 位置図 23頁
1	丹 保			<ul style="list-style-type: none"> 消火栓 ボックス ホース 3本 管そう1筒 消火栓開閉ハンドル 1本 No.1位置図 25頁
2	丹 保			<ul style="list-style-type: none"> 消火栓 No.2位置図 25頁
1	宮 地			<ul style="list-style-type: none"> 消火栓 ボックス ホース 3本 管そう1筒 消火栓開閉ハンドル 1本 No.1位置図 26頁
2・3	宮 地			<ul style="list-style-type: none"> 消火栓 No.2位置図 26頁 No.3位置図 〃

消火栓及び付属品一覧

No.	位置名	現状写真		備 考
4	宮 地			<ul style="list-style-type: none"> 消火栓 ボックス ホース 1 本 管そう 1 筒 消火栓開閉ハンドル 1 本 No.4 位置図 26頁
5 ・ 6	宮 地			<ul style="list-style-type: none"> 消火栓 No.5位置図 26頁 No.6位置図 //
1	大 野			<ul style="list-style-type: none"> 消火栓 ボックス ホース 3 本 管そう 1 筒 消火栓開閉ハンドル 1 本 No.1位置図 27頁
2 ・ 3	大 野			<ul style="list-style-type: none"> 消火栓 No.2位置図 27頁 No.3位置図 //
4 ・ 5	大 野			<ul style="list-style-type: none"> 消火栓 No.4位置図 27頁 No.5位置図 //

防災関係機関の連絡先一覧

名 称	所 在 地	電話番号
都留市役所	都留市上谷一丁目1番1号	0554-43-1111
宝地域コミュニティセンター	都留市中津森718番地	0554-45-6688
大月警察署	大月市大月町真木197番地3	0554-22-0110
大月警察署都留分庁舎	都留市下谷三丁目2番18号	0554-45-0110
都留市消防本部消防課	都留市上谷二丁目2番9号	0554-43-2341
都留市消防署	都留市上谷二丁目2番9号	0554-43-1119
都留市社会福祉協議会	都留市下谷2516番地1	0554-46-5115

上大幡地区防災計画策定ワーキング・メンバー

No.	名 前	組	備 考
1	三枝 光男	大 野	自主防災会長
2	望月 清治	つるぎ	自主防災会副会長
3	岩村 康弘	宮 地	自主防災会副会長
4	園田 忠男	大 野	自主防災会会計
5	加藤 雄二	宮 地	防災委員
6	柴田 佳年	宮 地	防災委員
7	安田 宏樹	宮 地	防災委員
8	岩村 佳明	古宮地	防災委員
9	土屋 勝	つるぎ	防災委員
10	志村 勝利	つるぎ	防災委員
11	高部 剛	つるぎ	防災委員
12	武井 安彦	丹 保	防災委員
13	志村 隆之	大 野	防災委員
14	高部 邦広	大 野	防災委員
15	喜舎場健一	大 野	防災委員
16	三浦 将一	古宮地	防災委員
17	園田 敏也	大 野	防災委員